

土地改良部門等との連携による集落営農の推進

■ 三木町田中北部地区 ■

（東讃農業改良普及センター 太田尊士）

●対象の概要

田中北部地区は、県の東部、三木町の西部に位置し、平坦な水田地帯である。大部分が第2種兼業農家の零細経営（平均0.39ha）で、高齢化が進行している地域である。

また、農地は未整備の区画が多く、小区画のうね不整形である。さらに、農道は狭小で、農業排水路は老朽化しており大型機械の利用が難しいため、担い手がほとんどいない。

●課題を取り上げた理由

当該地区では、今後も農業経営を維持するため、平成26年9月に「田中北部ほ場整備推進協議会」を設立し、基盤整備に取り組むこととなった。

今回取り組む基盤整備事業は、担い手への農地集積などが要件となっているため、担い手の育成と併せ農地集積が必要となっている。

これまで、基盤整備地区での集落営農組織の育成は行われてきたが、普及センターは集落営農の推進、土地改良部門は基盤整備の実施とそれぞれ活動していたため、集落営農と基盤整備の足並みが揃わないなどの課題が見られた。

このため、普及センター、土地改良事務所、三木町、農地機構の連携が求められていた。

●普及活動の経過

1 集落営農の推進

基盤整備が三木町田中（中、南天枝、中免）と氷上（下倉重）の4地区47haで計画され、中、南天枝の2集落では26年9月から、中免集落では27年9月から、下倉重集落では28年から集落営農の推進を行った。いずれの地区においても、集落座談会を定期的に開催し、集落営農についての研修やアンケート調査を実施した結果、機械の共同利用による米麦を中心とした集落営農活動を提案することとした。

2 関係機関との連携

基盤整備事業と集落営農組織の育成、農地集積の推進を同時に行う必要があるため、普及センター、土地改良事務所、三木町、農地機構がお互い連携しながらそれぞれの事業を推進した。

しかし、集落営農の法人化の時期が基盤整備事業の要件に大きな影響を与えることが解ったため、関係機関の担当者会を開催し一層の連絡調整に努めた。この担当者会は、その後進捗状況やスケジュールなどの確認に必要なことから計6回開催した。

基盤整備による農業構造の再編（29年度当初）

	現況	目標
農用地面積	47.4ha	42.9ha
農事組合法人数	1	3
集落営農組織数	1	0
大規模農家（認定）	4（3.1ha）	5（4.5ha）
販売農家	52戸	38戸
自己消費農家	23戸	17戸
土地持非農家	5戸	17戸
担い手経営面積	25.9ha	28.7ha

●普及活動の成果

1 集落営農の組織化

中、南天枝の2集落において、平成27年7月に中営農組合が設立され、28年7月には法人化し、「農事組合法人 中」として平成28年にブロッコリーから営農を開始し、その後、麦や新規需要米、自家消費米を栽培した。

中免集落では、28年11月に中免営農組合が設立され、29年7月に法人化し、「農事組合法人 中免」として、30年産麦から営農を開始した。

また、下倉重集落は、隣接する中重元営農組合に合流し法人化する計画であるが、法人化まではもう少し話し合いが必要となっている。

今後、下倉重集落が法人化をすれば、基盤整備を予定している4集落全てにおいて、農地の受け皿となる担い手（集落営農法人）が確保さ

れる予定である。

表1 田中北部地区での集落営農等の取組み

集落名	法人名	農地集積面積	作付品目
中・南天枝	中	12.0ha	米・麦・野菜
中免	中免	11.0ha	米・麦
下倉重	重元(仮称)	3.0ha	米・麦

2 関係機関との連携

最初の集落営農組織の法人化が、基盤整備事業の要件(補助率等)に、大きな影響を与えたことから、その後、土地改良事務所、三木町、農地機構、普及センターによる担当者会を開催した。その結果それぞれの関係する事業の内容などを確認し、今後のスケジュールを共有することで、それぞれの業務を順調に推進することができた。

3 麦作の推進

法人の経営の安定のため、(農)中、(農)中免は認定農業者の認定を受け、麦作に取り組んだ。

(農)中では、29年産を3.9ha作付し、平均収量537kg/10aと高収量の成績を上げ、30年産は6.9ha播種した。(農)中免では、30年産4.7haの麦作から営農を開始し、田中北部地区では、法人設立前と比べ、麦の作付面積が新規に11.6ha増加した。

4 各種補助事業の活用

法人を設立し農地を集積するにあたり、農地機構関係事業を活用した。

(農)中では、経営転換協力金16名、集積協力金5名、地域集積協力金、農地集積補助金の活用に加え、県補助事業によりコンバインを導入した。

(農)中免では、経営転換協力金23名、集積協力金2名、地域集積協力金、農地集積補助金の活用のほか、県補助事業によりコンバイン、麦播種機、動力散布機を導入した。

5 農地集積

平成29年6月末での当該地区での担い手への農地集積は、54.6%で基盤整備事業の要件はクリアしている。今後も法人の規模拡大や参加者の増加などで70%程度まで集積率が上がるこ

とが見込まれている。

●今後の普及活動の課題

1 集落営農の経営の安定

当該地区に設立された法人は、地域の農地を守る受け皿として、経営の安定化が必要である。そのため、今後も営農計画の作成や栽培指導、農業機械整備等の支援が必要となっている。

いずれの法人も米麦が主体であるが、新規需要米など栽培品目の多角化が必要である。(農)中ではすでに取り組んでいるが、ブロッコリーなど園芸品目の導入も提案していく。

中、中免、重元は隣接しており、既に作業機械の貸借は行われているが、今後も過剰な機械整備を避けるため、組織間連携を見据えた機械導入を提案している。

2 関係機関との連携方法

普及センターは集落営農、土地改良事務所は基盤整備の推進、町や農地機構は農地の集積とそれぞれが行うのではなく、一緒に連携して進めることが重要である。

このため関係機関の担当者が意見交換をし、それぞれの部門の事業概要や要件、スケジュールなどを確認した上で進めるとともに、定期的にお互いの進捗状況の確認を行い、スケジュールの見直しを行うことが必要である。

また、三木町田中北部地区での土地改良事務所や町などとの連携による集落営農の推進は、モデル事例となるので、他地区での取組みの参考となる。

今後、同種の基盤整備事業が他地区でも計画されており、田中北部地区でのモデル事例を参考に、関係機関と連携して推進していくこととしている。



平成28年7月 (農)中発起人会